

傍聴

審議会など

■学校施設適正規模・適正配置等
検討懇談会
時 3月26日(休)午後1時30分
場 田無庁舎5階
内 適正規模の基準
定 10人
▶教育企画課 田
☎042-420-2822

■社会教育委員の会議
時 3月27日(金)午後2時
場 田無第二庁舎5階
内 社会教育委員の活動^{ほか}
定 2人
▶地域学習推進課 田
☎042-420-2831

無料市民相談

一般市民相談

場所	日時
市民相談室(田無庁舎2階)	平日 午前8時30分～午後5時

専門相談(申込制) ※1枠30分 ※相談は電話または対面

専門相談は、広く市民の皆さんにご利用いただくためのもので、日常の問題や
手続などについて専門家が一緒に解決の糸口を探すものです。

□申込開始 3月18日(水)午前8時30分(★印は、3月4日から受付中)

□申込方法 市民相談室(田無庁舎2階)へ直接または電話

※同一案件の相談は1人1回までです。ただし、交通事故相談はおおむね3回までです。
※申込開始日は大変混み合いますので、ご了承ください。

☎市民相談室 田 ☎042-460-9805

内容	相談員	日時
法律相談	弁護士	4月3日(金)・9日(木)・10日(金) 午前9時～正午
		4月1日(水)・7日(火)・14日(火) 午後1時30分～4時30分
交通事故相談	弁護士	★3月24日(火) 午前9時30分～正午
		4月2日(水) 午後1時30分～4時
税務相談	税理士	4月8日(水) 午前9時～正午
不動産相談	宅地建物取引士	★3月27日(金) 午前9時～正午
		4月9日(水) 午後1時30分～4時30分
登記相談	司法書士	★3月19日(木) 午後1時30分～4時30分
		★4月1日(水) 午前9時～正午
表示登記相談	土地家屋調査士	※4月1日号でお知らせします。
年金・労災・雇用保険 人事一般相談	社会保険労務士	4月13日(月) 午後1時30分～4時30分
行政相談	行政相談委員	※4月15日号でお知らせします。
相続・遺言・成年後見等 手続相談	行政書士	※4月1日号でお知らせします。

固定資産税の減額

▶資産税課 田 ☎042-460-9830

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の
翌年度分の当該家屋に係る固定資産税
を減額します(都市計画税を除く)。

住宅耐震改修工事

□減額分 2分の1(改修工事により、
認定長期優良住宅になった場合は3分
の2) ※住宅面積120㎡^{まで}

□減額要件 ①昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の
耐震基準に適合させる耐震改修工事を
実施 ②工事後3カ月以内に資産税課
へ申告 ※申告が期限内に間に合わない
恐れがある場合は、期限内に資産税課
にご相談ください ③1戸当たりの
工事費用が50万円超

□必要書類 ①耐震基準適合住宅に係
る固定資産税の減額適用申告書 ②増
改築等工事証明書または住宅耐震改修
証明書 ③耐震改修工事費用の領収書
の写し ④長期優良住宅の認定通知書
の写し(改修工事により、認定長期優
良住宅になった場合のみ)

住宅のバリアフリー改修

□減額分 3分の1(住宅面積100㎡^{まで})

□減額要件 ①新築日から10年以上経
過した市内の住宅に対し、一定のバ
リアフリー改修工事 *1を実施 ②工事
後3カ月以内に資産税課へ申告 ※申告
が期限内に間に合わない恐れがある場
合は、期限内に資産税課にご相談くだ
さい ③65歳以上の方、要介護・要
支援認定を受けている方、障害者の方
が居住する家屋(賃貸住宅を除く) ④
改修後の床面積が50㎡以上280㎡以
下 ⑤1戸当たりの工事費用が50万
円超(補助金などを除く自己負担額) ⑥
現在、新築住宅軽減および耐震改修
に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅のバリアフリー改
修に伴う固定資産税の減額適用申告書
②工事内容などが確認できる書類(工



休日診療

※マイナ保険証または資格確認書、
診察代をお持ちください。

医科

受診の際は、小児科など診療科目をお問い合わせのうえ
お出掛けください。

※発熱(1週間以内に発熱37.5℃以上を含む)など感冒症状のある方は、必ず電話
予約のうえ、ご来院ください。なお、電話が混み合いつながりにくい場合もあり
ます。ご了承ください。

※受診の際は、不織布マスクの着用をお願いします。

※感染拡大防止のため、電話予約のない方の鼻腔拭い液での検査(インフルエンザ
検査など)はしていません。

診療時間	午前9時～午後10時	午前9時～午後5時	午前10時～正午 午後1時～4時 5時～7時
15日	西東京中央総合病院 芝久保町2-4-19 ※小児科は午後5時 ^{まで} ☎042-464-1511	さいとう小児科内科 クリニック 下保谷4-2-21 ☎042-421-7201	休日診療所 中町1-1-5 ☎042-424-3331 ※歯科診療は行って いません。 ※受付時間は、各診療 終了時間の30分前 ^{まで} ※診療時間は午後7時 ^{まで}
20日	田無病院 緑町3-6-1 ☎042-461-2682	ますだ内科クリニック 芝久保町3-6-26 ☎042-463-1159	
22日	佐々総合病院 田無町4-24-15 ※小児科は午後4時 30分 ^{まで} ☎0570-01-3399	ひばりが丘クリニック 谷戸町2-15-11 高野ビル1階 ☎042-422-2959	
29日	武蔵野徳洲会病院 向台町3-5-48 ※小児科は午後5時 ^{まで} ☎042-465-0700	西東京やぎさわクリニック 柳沢6-1-1 HBビル2階 ☎042-450-7878	

□東京都 子供の健康相談室

時 ●平日：午後6時～翌午前8時 ●(土)・(日)・(祝)：午前8時～翌午前8時
☎#8000(プッシュ回線の固定電話・携帯電話) / ☎03-5285-8898

□東京消防庁救急相談センター

時 毎日24時間 ☎#7119(プッシュ回線の固定電話・携帯電話) / ☎042-521-2323

□東京都 医療機関案内サービスひまわり

時 毎日24時間 ☎03-5272-0303

聴覚障害者向け専用ファクス ☎03-5285-8080

歯科

受診の際は、お問い合わせのうえお出掛けください。

受付時間	午前10時～午後4時	
15日	たむらデンタルクリニック 東町4-13-23 メープルヴィレッジ1階 ☎042-439-4618	
20日	おばら歯科医院 西原町5-3-1 レアール田無105 ☎042-451-6480	三浦歯科医院 ひばりが丘北4-5-17 ☎042-422-1870
22日	向台ソラーレデンタルケア 向台町4-21-11 ☎042-452-7799	
29日	松本歯科医院 保谷町3-3-23 ☎042-467-9339	

事明細書・現場の写真^{など})と工事費用
の領収書の写し ③納税義務者の住民
票 ④居住者の要件により次のいづれ
かの書類 ●65歳以上…住民票 ●要
介護・要支援…介護保険被保険者証の
写し ●障害者…障害者手帳の写し
⑤補助金などの交付を受けた場合は、
交付を受けたことが確認できる書類
*1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、
浴室・便所の改良、手すりの設置、屋
内の段差の解消、引き戸への交換、床
の滑り止め化

住宅の省エネ改修

□減額分 3分の1(改修工事により、
認定長期優良住宅になった場合は3分
の2) ※住宅面積120㎡^{まで}

□減額要件 ①平成26年4月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除
く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱
損失防止改修 *2)を実施 ②工事後
3カ月以内に資産税課へ申告 ※申告
が期限内に間に合わない恐れがある場
合は、期限内に資産税課にご相談くだ

さい ③改修後の床面積が50㎡以上
280㎡以下 ④1戸当たりの工事費用
が60万円超(補助金などを除く自己負
担額)、または改修工事に係る費用が
50万円超であって、太陽光発電装置、
高効率空調機、高効率給湯器もしくは
太陽熱利用システムの設置工事に係る
費用と合わせて60万円超であること
⑤現在、新築住宅軽減および耐震改修
に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅の熱損失防止改
修等に伴う固定資産税の減額適用申告
書 ②増改築等工事証明書 ③工事
費用の領収書の写し ④納税義務者
の住民票 ⑤交付または決定を受け
たことを確認できる書類(国または地
方公共団体から補助金などの交付を受
けた場合) ⑥長期優良住宅の認定通
知書の写し(改修工事により、認定長
期優良住宅になった場合のみ)

*2…窓・床・天井・壁の断熱性を高
める改修工事(外気などと接するもの
で、窓の改修を含めた工事であること
が必須)